

令和6年6月3日

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

筑波東病院 薬剤科

1. 各種問い合わせ先・受付時間

処方内容に関すること(診察、調剤に関する疑義・質疑など)

受付時間 月～金 9:00～12:30 14:00～16:30
土 9:00～12:30 14:00～16:00(土曜日 PM は後日回答)

電話番号 029-843-2121(代表番号)
070-7381-1857(薬局直通)
※16:30以降は別の用途で使用しますので、疑義照会は受付いたしません。
029-843-4172(FAX)

2. 疑義照会について

電話(070-7381-1857)で疑義照会の対応させていただきます。
疑義照会後に疑義照会書に記入しFAXお願いいたします。
電話での疑義照会は年末までを予定しております。

3. 処方変更・調剤後の連絡について

プロトコルに基づき処方変更し調剤した場合は、その内容を服薬情報提供書(トレーシングレポート)でFAXにて連絡をお願いします。(ただし、一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供、および後発医薬品の変更報告は不要といたします)

【合意に基づき疑義照会することなく処方変更を可能とする事例】

①成分が同一の銘柄変更をする場合

【例】 ノルバスク錠 5 m g ⇔ アムロジピン錠 5 m g 「○○」

ジャヌビア錠 50 m g ⇔ グラクティブ錠 50 m g

※同一成分の先発品から先発品への変更は可(患者に同意を得ること)

※後発品から先発品への変更は可(患者に同意を得ること)

※後発品から後発品への変更は可(患者に同意を得ること)

※金額が高くなる場合、患者への同意を得ること

②剤形の変更をする場合(剤形変更不可の処方を除く)

【例】 アムロジピンOD錠 5 m g ⇒ アムロジピン錠 5 m g

(粉砕)アスピリン錠 10 m g 2錠 ⇒ アスピリン散 10% 0.2 g

※用法用量に変更が生じないこと

※アダラート L錠 20 m g から CR錠への変更は不可(持続時間変更のため不可)

※薬学的な知見に基づき判断すること

③異なる規格製剤への変更する場合

【例】 5 m g 1回2錠 ⇒ 10 m g 錠1回1錠

10 m g 1回半錠 ⇒ 5 m g 錠1回1錠

5 m g 1回1錠 ⇒ 10 m g 錠1回半錠

※患者に同じ用量であることを説明し同意を得ること

※金額が高くなる場合、患者への同意を得ること

④外用剤の製剤規格を変更する場合(合計処方量の変更は不可)(濃度、規格の変更は不可)

【例】 アンテベート軟膏 0.05% 5 g 2本 ⇒ アンテベート軟膏 0.05% 10 g 1本

※ただし使用回数・使用量の変更は不可

⑤同一成分の消炎鎮痛外用貼付剤におけるパップ剤からテープ剤(あるいはその逆)の変更する場合

(患者の希望があった場合のみ)(濃度、規格等の変更は不可)

【例】 ロキソニンパップ 100 m g ⇔ ロキソニンテープ 100 m g

※ただしロコアテープ等の特殊な貼付剤は不可(放出時間の変更なども不可)

⑥患者(施設)の希望あるいは、アドヒアランス不良の理由で一包化調剤する場合

疑義照会不要とするが、患者に説明(価格・薬品の安定性など)し同意を得ること

※安定性データに留意すること

⑦残薬調整

継続されている処方薬に残薬があるため、処方日数を調整したい場合

【例】 ノルバスク錠 5 m g 30 日分 ⇒ 22 日分(残薬 8 日あり)

※処方日数をゼロにすることはできない

※必ず調剤薬局で残数を確認してから調整すること(口頭での数量確認は認めない)

※医療用麻薬・覚せい剤原料の調整は認めない

⑧単剤の組み合わせが配合剤に変更が可能と判断できた場合、配合剤に変更することができる(患者が希望した場合)(逆の場合も可)

【例】 ノルバスク錠 5 m g 1 錠 + ミカルデイス錠 40m g ⇔ ミカムロ配合錠 AP

ザクラス配合錠HD ⇔ ノルバスク錠 5m g 1 錠 + アジルバ 20m g

⑨外用薬の用法(適用回数、適用部位、適応タイミング等)が口頭で指示されている又は以前より使用している場合(処方せん上、用法指示が空白あるいは「医師指示通り」が選択されている)の場合の用法は「一日数回 医師の指示通り」で対応すること

※ただし上限使用回数を超えないように指導すること

⑩用法が承認内容と異なる場合で疑義照会を省略できるもの

ア.メトクロプラミド、ドンペリドンの食後用法(承認内容:食前)

→処方通り調剤。コメント「コンプライアンス向上のため食後服用」

イ.漢方エキス製剤の食後用法(承認内容:食前又は食間)

→処方通り調剤。コメント「コンプライアンス向上のため食後服用」

ウ.EPA 製剤, EPA・DHA 製剤の食後用法(承認内容:食直後)

→処方通り調剤。コメント「コンプライアンス向上のため食後服用」

エ.リファンピシンの食後用法(承認内容:朝食前)

→処方通り調剤。コメント「コンプライアンス向上のため食後服用」

オ.承認が食直後のイトラコナゾール, リパクレオンの食後等用法

→食直後に変更した上で調剤

カ.承認が食直前の糖尿病治療薬(α-グルコシダーゼ阻害剤、速効型インスリン分泌促進薬等)の食前・食後等用法

→食直前に変更した上で調剤

キ.承認が起床時のビスホスホネート製剤の食前等用法

→起床時に変更した上で調剤